

ノートルダム清心女子大学における競争的資金の間接経費の使用に
関する申合せ

1 目 的

この申合せは、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」（平成13年4月20日（令和5年5月31日改正）競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）4（2）に基づき、ノートルダム清心女子大学（以下「本学」という。）における間接経費の計画的かつ適正な執行に資するとともに、使途の透明性を確保することを目的とする。

2 使 途

間接経費は、効率的かつ柔軟に使用し、本学全体の研究支援や機能向上に活用するために必要な経費及び競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善等に活用するために必要な経費に充当するものとする。具体的な項目は別表に規定する。（直接経費として充当すべきものは対象外とする。）

3 配 分

配分された経費については、間接経費の趣旨をふまえ、全学部長が本方針に基づいて執行計画を立て、学長が決定する。

4 管理・報告

間接経費の執行にあたっては、収支簿を作成するなどによりその収支を明らかにし、正確な管理・執行に努めなければならない。

また、当該年度の間接経費使用実績を、翌年度の5月末日までに学長に報告するものとする。

5 その他

この申合せに定めるもののほか、間接経費の使用に関し、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成19年11月14日から施行する。

附 則

この申合せは、2024年4月1日から施行する。

(別 表)

間 接 経 費 の 使 途

1 本学全体の研究支援や機能向上に係る経費及び当該研究の研究開発環境の改善や応用等による研究活動の推進に係る経費

- ① 申請、連絡調整、報告等に係る経費
- ② 研究者・研究支援者等の人件費
- ③ 物品購入費
- ④ 雑役務費、通信運搬費、印刷費
- ⑤ 謝金、国内外旅費
- ⑥ 光熱水費
- ⑦ 施設・設備の整備、維持及び運営経費

2 その他学長が必要と判断したものに係る経費